

保険税を滞納すると次のような措置がとられます

- ①納付期限を過ぎると督促を受けたり、延滞金が増算される場合があります。
- ②さらに滞納すると通常の保険証を返却し、有効期間の短い短期被保険者証(※1)が交付されます。
- ③納期限から1年が過ぎると短期被保険者証の代わりに、被保険者資格証明書(※2)が交付される場合があります。かかった医療費はいったん全額自己負担となります。
- ④納期限から1年半が過ぎると療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、または一部差し止められます。
- ⑤それでも納付がない場合は、差し止められた保険給付から滞納している保険税にあてられることもあります。

※1 短期被保険者証↓国民健康保険の給付を受けることはできませんが、期限切れごとに保険証の交付を役場窓口で受けることとなります。

※2 被保険者資格証明書↓国民健康保険の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。

加入・脱退には届け出が必要です

加入の届け出が遅れると、その間の医療費が全額負担になり、保険税をさかのぼって納めなければならなくなります。また、職場の健康保険に加入したときなど、国民健康保険を抜けるときも手続きが必要となります。こちらも届け出が遅れると、本来支払う必要のない保険税が課税されてしまいます。加入している健康保険に異動

があった場合には、14日以内に届け出をお願いします。

※65歳未満で国保に加入している人のうち、厚生年金や共済年金に20年以上、もしくは40歳以降に10年以上加入して年金を受給している方は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。医療機関受診時の自己負担割合は一般の国保と同様です。該当する方は、年金証書を持参のうえ手続きをお願いします。

	こんな時は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	勤務先の健康保険をやめた時	印鑑、勤務先の健康保険をやめた証明書
	勤務先の健康保険の被扶養者でなくなった時	印鑑、被扶養者でなくなった事が分かる証明書
	子どもが産まれた時	印鑑、保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなった時	印鑑、保護廃止決定通知
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	印鑑、保険証
	勤務先の健康保険に加入した時	印鑑、国民健康保険と勤務先の健康保険の両方の保険証
	勤務先の健康保険の被扶養者になった時	
	死亡した時	印鑑、保険証(世帯主死亡の場合は世帯全員の保険証)、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めた時	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象となった時	印鑑、保険証、厚生・共済年金証書
	町内で住所が変わった時	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わった時	印鑑、保険証

医療機関・薬局を受診するみなさんへ

現在、休日や夜間において、軽症患者の救急医療への受診が増加しています。そのことで緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすケースが発生しています。

必要な人が安心して医療を受けられるようにするとともに、最終的に保険税や窓口負担としてみなさんが負担する医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診する際には、次のことに注意しましょう。

○休日や夜間にあいている救急医療機関は、緊急性の高い患者を受け入れるためのものです。平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

○夜間や休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談の利用を考えましょう。

※茨城県小児救急電話相談
夜間(毎日) (#8000)
午後6時30分から11時30分まで
日曜・祝日・年末年始
(12月29日から1月3日)
午前9時から午後5時まで

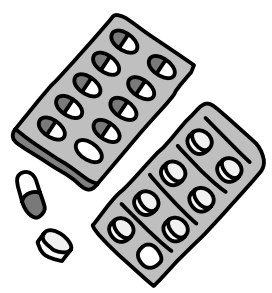
○同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。

○薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

○薬は飲み合わせによっては、副作用が生じることがあります。飲み合わせには注意しましょう。

○後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くなります。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談に乗ってもらうことができます。

「ジェネリック医薬品希望カード」は町民税務課窓口にあります。



○お問い合わせ

町民税務課
(加入等)
町民G ☎(84) 1965

(国保税)
税務G ☎(84) 1966